

小浜市立口名田小学校 いじめ防止基本方針

令和5年4月1日策定

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市町、市町教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

いじめとは、「当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」を指します。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育の推進

- 教員は、ふるさと教育や偉人の生き方に学ぶことを通して、人として大切なことを教えるとともに、芸術やスポーツ等も含め、児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いの良いところを認め合う人間力を高めます。
- 教員は、発達障害等のある児童がいじめを受けることがあるため、障害への理解やそれぞれの個性や人格の違いを認め合う教育を進めます。
- 学校長は、人権教育全体計画に基づき、計画的・系統的な人権教育を進め、その指導内容や指導方法の工夫・改善に努めながら、児童が生命や人権を大切にすることを育てます。
- 学校長は、集団宿泊体験や職場体験、ボランティア体験などを通して、同世代だけでなく、大人や障害のある人などとの心の触れ合いの機会を設け、児童が共に活動することに喜びや感動を得られる教育を進めます。
- 学校長は、道徳教育を推進し、児童に対して、生活のために必要な習慣や態度を身に付けさせることに努め、人との関わり、人間としての在り方や生き方に関する認識を深めさせ、児童が自分の目標に向かってやり抜くためのたくましさを育てるとともに、思いやりや助け合いの心に従って行動できる力を育てます。

(2) 学校評価

学校長は、いじめの防止等のための取組(環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等)に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善に努めます。

評価項目作成および自己チェックの観点

【教職員】

- 児童の人権意識が高まるように心がけている。
- 児童が自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がけている。
- 学級通信等で、いじめ防止の取組を児童や保護者に伝えている。
- 児童や保護者が相談しやすい環境づくりに努めている。
- いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。
- 児童の不適切な発言を聞いた場合、その場で注意・指導している。
- 少しでもいじめの行為が疑われている場合、速やかに学校の「いじめ対策委員会」に報告している。
- いじめに係る情報が学校の中で共有され、解消に向けて組織的に対処している。
- 教職員の人権意識を高めるために、教職員へのアンケートを定期的に実施している。

【保護者】

- 学校は、子どもの気がかりな事を相談しやすい体制を整えている。
- 学校は、自校の教育相談担当者を含め複数の相談機関を紹介している。
- 学校は、いじめ防止等のための取組を、学校ホームページや学級通信等で、児童や保護者に伝えている。
- 学校は、アンケートや面談を定期的に実施する等、子どもの不安等を把握する取組を行っている。

【児童】

- いじめの行為を見聞きした場合、先生や保護者等に伝えることを心がけている。
- 学校は、悩みや不安を相談しやすい体制を整えている。
- 学校以外にも相談できる場所があることを知っている。
- アンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えるように心がけている。

(3) いじめの未然防止

○ 授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。

○ いじめの起きない学校・学級づくり

縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童の自己有用感を高めるとともに、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い、励まし合う「絆づくり」を進めます。

○ 児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進します。

○ 開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○ インターネットや携帯電話等に関する指導

インターネットや携帯電話等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行います。

- 学校長は、以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童の特性を

踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
- ・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童
- ・大規模震災により被災した児童又は原子力発電所事故等により避難している児童
- ・新型コロナウイルスに感染した児童や医療従事者の家族を持つ児童

(4) いじめの早期発見

○ 積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○ 自己チェックの活用

児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○ アンケートの実施

定期的にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○ 教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通じて、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

○ 家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

(5) いじめの事案対応

○ 「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による組織的な立案、対応により被害児童を守ります。

○ 被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

○ 外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

(6) いじめの解消

○ 学校長は、いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしていることを確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処

○ いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。

- ・ 重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告します。
- ・ 学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・ 市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的に開催します。

【構成員】 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、担任、養護教諭（教育相談担当）

【活動】 ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成

- ・ 思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
- ・ いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ・ 児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・ いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・ 校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・ 計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・ 学校におけるいじめ問題への取組の点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行います。

【構成員】 教務主任、生徒指導主事、担任、養護教諭（教育相談担当）

【活動】 ・当該いじめ事案の対応方針の決定

- ・ 個別面談による情報収集
- ・ 継続的な支援
- ・ 保護者や地域との連携
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携

(3) 組織図（次頁）

5 いじめ対策の年間行動計画（別表）